

よる營業の認可			(H)・(I) 省略	省略	省略
三十六・三十七 省略					
<p>三十八 信託会社若しくは外国信託会社の信託業の免許若しくは登録又は自己信託に係る事務に関する事業を行う者、特定大学技術移転事業承認事業者、信託契約代理店若しくは信託受益権販売業者の登録</p>					
(一)~(三) 省略	省略	省略	登録件数	一件につき十	五万円
<p>三十九 担保付社債に関する信託事業の免許</p>					
<p>担保付社債信託法第三条(免許)の担保付社債に関する信託事業の免許</p>			免許件数	一件につき十	五万円
四十~四十九 省略					
<p>五十 公認会計士に係る実務補習団体等の認定</p>					
<p>公認会計士法第十六条第一項(実務補習)の実務補習団体等の認定</p>			認定件数	一件につき十	五万円
五十の二 省略					
五十一~百十九 省略					

の規定による營業の認可			(H)・(I) 同上	同上	同上
三十六・三十七 同上					
<p>三十八 信託会社若しくは外国信託会社の信託業の免許若しくは登録又は特定大学技術移転事業承認事業者、信託契約代理店若しくは信託受益権販売業者の登録</p>					
(一)~(三) 同上	同上	同上	同上	同上	同上
三十九 同上					
<p>担保付社債信託法第五条第一項(免許)の担保付社債に関する信託事業の免許</p>			同上	同上	同上
四十~四十九 同上					
五十 同上					
五十一~百十九 同上					

百三十四～百五十八 省略	(二) 省略	許可件数	一件につき九万円
		省略	省略
百二十一～百三十二 省略	(一) 省略	省略	省略
百三十三 船舶運航事業の許可	(一) 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第三条第一項(一般旅客定期航路事業の許可)(離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)第二条第二項(定義)に規定する離島航路事業に係る許可その他政令で定める許可を除く。)	許可件数	一件につき九万円
百二十 鉄道事業の許可、索道事業の許可若しくは軌道事業の特許又は鉄道事業への変更の許可	(注) 都市鉄道等利便増進法(平成十七年法律第四十一号)第九条第一項(鉄道事業法の特例)の規定により第一種鉄道事業、第二種鉄道事業又は第三種鉄道事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第五条第四項(速達性向上計画)(同条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による速達性向上計画の認定は当該許可とみなし、同法第十条第一項(軌道法の特例)の規定により軌道事業の特許を受けたものとみなされる場合における同法第五条第四項の規定による速達性向上計画の認定は当該特許とみなす。	同上	同上

百二十一～百三十二 同上	(一) 同上	同上	同上
百三十三 同上	(一) 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第三条第一項(一般旅客定期航路事業の許可)(離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)第二条第二項(定義)に規定する離島航路事業に係る許可その他政令で定める許可を除く。)	同上	同上
百三十四～百五十八 同上	(二) 同上	同上	同上
百二十 鉄道事業の許可、索道事業の許可若しくは軌道事業の特許又は鉄道事業への変更の許可	(注) 都市鉄道等利便増進法(平成十七年法律第四十一号)第九条第一項(鉄道事業法の特例)の規定により第一種鉄道事業、第二種鉄道事業又は第三種鉄道事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第五条第四項(速達性向上計画)の規定による速達性向上計画の認定は当該許可とみなし、同法第十条第一項(軌道法の特例)の規定により軌道事業の特許を受けたものとみなされる場合における同法第五条第四項の規定による速達性向上計画の認定は当該特許とみなす。	同上	同上

(消費税法の一部改正)

第六条 消費税法(昭和六十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

(小規模事業者に係る納税義務の免除)

第九条 省略

2・3 省略

4 第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなる事業者が、その基準期間における課税売上高(同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。第十一条第四項、第十二条第三項及び第十五条を除き、以下この章において同じ。)が千万円以下である課税期間につき、第一項本文の規定の適用を受け、当該提出をした事業者が当該提出をした日の属する課税期間の翌課税期間(当該提出をした日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間)以後の課税期間(その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間を除く。)中に国内において行う課税資産の譲渡等については、同項本文の規定は、適用しない。

5・8 省略

(信託財産に係る資産の譲渡等の帰属)

第十四条 信託の受益者(受益者としての権利を現に有するものに限る。)は当該信託の信託財産に属する資産を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に係る資産等取引(資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りをいう。以下この項及び次条第一項において同じ。)は当該受益者の資産等取引とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、法人税法第二十九条(定義)に規定する集団投資信託、同条第二十九号の二に規定する法人課税信託又は同法第十二条第四項第一号(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)に規定する退職年金等信託若しくは同項第二号に規定する特定公益信託等の信託財産に属する資産及び当該信託財産に係る資産等取引については、この限りでない。

2 信託の変更をする権限(軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。)を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者(受益者を除く。)は、前項に規定する受益者とみなして、同項の規定を適用する。

(小規模事業者に係る納税義務の免除)

第九条 同上

2・3 同上

4 第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなる事業者が、その基準期間における課税売上高(同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。第十一条第四項及び第十二条第三項を除き、以下この章において同じ。)が千万円以下である課税期間につき、第一項本文の規定の適用を受け、当該提出をした事業者が当該提出をした日の属する課税期間の翌課税期間(当該提出をした日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間)以後の課税期間(その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間を除く。)中に国内において行う課税資産の譲渡等については、同項本文の規定は、適用しない。

5・8 同上

(信託財産に係る資産の譲渡等の帰属)

第十四条 信託財産に属する資産に係る資産の譲渡等については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者がその信託財産を有するものとみなして、この法律の規定を適用する。ただし、合同運用信託、投資信託、特定目的信託、法人税法第三十七条第六項(寄附金の損金不算入)に規定する特定公益信託、社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第十一项(定義)に規定する加入者保護信託又は法人税法第八十四条第一項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第二百二十八条第三項(基金の業務)若しくは第三百三十七条の十五第四項(連合会の業務)に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託の信託財産に属する資産に係る資産の譲渡等については、この限りでない。

一 受益者が特定している場合 その受益者

3 受益者が二以上ある場合における第一項の規定の適用、前項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するかどうかの判定その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用)

第十五条 法人課税信託（前条第一項ただし書に規定する法人課税信託をいう。以下この条において同じ。）の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び当該信託財産に係る資産等取引をいう。以下この条において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び資産等取引をいう。以下この条において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律（第五条、前条、第二十条から第二十七条まで、第四十七条、第五十条及び第五十一条並びに第六章を除く。以下この条において同じ。）の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

3 個人事業者が受託事業者（法人課税信託の受託者について、前二項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの法律の規定を適用する場合における当該受託者をいう。以下この条において同じ。）である場合には、当該受託事業者は、法人とみなして、この法律の規定を適用する。

4 固有事業者（法人課税信託の受託者について、第一項及び第二項の規定により、当該法人課税信託に係る固有資産等が帰属する者としてこの法律の規定を適用する場合における当該受託者をいう。以下この条において同じ。）のその課税期間に係る基準期間における課税売上高（第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下この項、第六項及び第七項において同じ。）については、同条第二項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

一 当該固有事業者の当該課税期間の基準期間における課税売上高として第九条第二項の規定により計算した金額

二 当該固有事業者に係る各法人課税信託の受託事業者の当該固有事業者の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

5 固有事業者の第十一条第四項に規定する当該事業年度の基準期間における課税売上高については、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

一 第十一条第四項に規定する残額

二 当該固有事業者に係る各法人課税信託の受託事業者の当該固有事業者の基準

二 受益者が特定していない場合又は存在していない場合、その信託財産に係る信託の委託者

2 前項に規定する合同運用信託とは、信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第二項（定義）に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託（同条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。以下この項において同じ。）を除く。）をいい、前項に規定する投資信託とは、同条第三項に規定する投資信託及び外国投資信託をいい、前項に規定する特定目的信託とは、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第十三項（定義）に規定する特定目的信託をいう。

3 第一項の場合において、受益者が特定しているかどうか又は存在しているかどうかの判定は、同項に規定する信託財産に属する資産に係る資産の譲渡等が行われた時の現況による。

第十五条 削除

期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

6) 受託事業者のその課税期間に係る基準期間における課税売上高については、第九

九条第二項の規定にかかわらず、当該課税期間の初日の属する当該受託事業者に係る法人課税信託の固有事業者の課税期間の基準期間における課税売上高とする。

7) 受託事業者のその課税期間の初日において、当該受託事業者に係る法人課税信託の固有事業者が、当該初日の属する当該固有事業者の課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円以下である課税期間に限る。）における課税資産の譲渡等につき第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第十条から第十二条の二までの規定により消費税を納める義務が免除されない事業者である場合には、当該受託事業者の当該初日の属する課税期間における課税資産の譲渡等については、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

8) 受託事業者のその課税期間の初日において、当該受託事業者に係る法人課税信託の固有事業者が、当該初日の属する当該固有事業者の課税期間につき第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者である場合に限り、当該受託事業者の当該初日の属する課税期間については、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「事業者」とあるのは「受託事業者（第十五条第三項に規定する受託事業者をいい、第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）のその課税期間の初日において、当該受託事業者に係る法人課税信託（第十五条第一項に規定する法人課税信託をいう。）の固有事業者（同条第四項に規定する固有事業者をいい、「その納税地を所轄する税務署長にその」とあるのは「その」と、「この項の規定の適用を受ける旨を記載した届出書を提出した場合には、当該届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間（当該届出書を提出した日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間）その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間）以後の課税期間（その基準期間における課税売上高が五千万円を超える課税期間及び分割等に係る課税期間を除く。）」とあるのは「この項の規定の適用を受ける事業者である場合には、当該初日の属する当該受託事業者の課税期間」と、「当該事業者」とあるのは「当該受託事業者」とする。

9) 前項の固有事業者が、同項に規定する初日の属する当該固有事業者の課税期間（以下この項において「固有課税期間」という。）につき第三十七条の二第一項又は第六項の規定の適用を受けた場合における前項の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 当該固有課税期間が第三十七条の二第一項に規定する選択被災課税期間である場合において当該選択被災課税期間につき同項の承認を受けたとき 前項に規定する初日において当該固有事業者が第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者であつたものとみなす。

二 当該固有課税期間が第三十七条の二第六項に規定する不適用被災課税期間である場合において当該不適用被災課税期間につき同項の承認を受けたとき 前項に規定する初日において当該固有事業者が第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者でなかつたものとみなす。

10 受託事業者についての第四十二条の規定の適用については、信託の併合は合併とみなし、信託の併合に係る従前の信託である法人課税信託に係る受託事業者は被合併法人に含まれるものと、信託の併合に係る新たな信託である法人課税信託に係る受託事業者は合併法人に含まれるものとする。

11 受託事業者については、第九条第四項から第八項まで、第十条から第十二条の二まで、第三十七条第二項から第五項まで、第三十七条の二及び第五十七条の規定は、適用しない。

12 一の法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、各受託者の当該法人課税信託に係る信託資産等は、当該法人課税信託の信託事務を主宰する受託者（以下この条において「主宰受託者」という。）の信託資産等とみなして、この法律の規定を適用する。

13 前項の規定により主宰受託者の信託資産等とみなされた当該信託資産等に係る消費税については、主宰受託者以外の受託者は、その消費税について、連帯納付の責めに任ずる。

14 前項に規定する消費税を主宰受託者以外の受託者から徴収する場合における国税通則法第四十三条第一項（国税の徴収の所轄庁）の規定の適用については、同項中「国税の徴収」とあるのは、「消費税法第十五条第一項（法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用）に規定する法人課税信託の同条第十二項に規定する主宰受託者（以下この項において「主宰受託者」という。）以外の受託者（以下この項において「連帯受託者」という。）の同条第十三項に規定する連帯納付の責任に係る消費税の徴収」と、その国税の納税地」とあるのは、「当該消費税の納税地又は当該連帯受託者が当該法人課税信託の主宰受託者であつたとした場合における当該消費税の納税地」とする。

15 前各項に定めるもののほか、法人課税信託の併合又は分割が行われた場合の仕入れに係る消費税額の計算その他受託事業者又は固有事業者についてのこの法律

の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例)

第十六条 省 略

- 2 前項の規定により長期割賦販売等をした日の属する課税期間において資産の譲渡等を行わなかつたものとみなされた部分は、政令で定めるところにより、当該事業者が当該長期割賦販売等に係る賦払金の支払の期日の属する各課税期間においてそれぞれ当該賦払金に係る部分の資産の譲渡等を行つたものとみなす。ただし、所得税法第六十五条第一項ただし書又は法人税法第六十三条第一項ただし書に規定する場合に該当することとなつた場合は、所得税法第六十五条第一項ただし書に規定する経理しなかつた年の十二月三十一日の属する課税期間以後の課税期間又は法人税法第六十三条第一項ただし書に規定する経理しなかつた決算に係る事業年度終了の日の属する課税期間以後の課税期間若しくは同条第三項若しくは第四項の規定の適用を受けた事業年度終了の日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

3・4 省 略

- 5 個人事業者が、所得税法第三百三十二条第一項(延払条件付譲渡に係る所得税額の延納)に規定する山林所得又は譲渡所得の基因となる資産の延払条件付譲渡をした場合その他の場合の資産の譲渡等の時期の特例については、前各項の規定に準じて、政令で定める。

附 則

(公益信託の特例)

第十九条の二 公益信託(公益信託ニ關スル法律(大正十一年法律第六十二号)第

- 一条(公益信託)に規定する公益信託(法人税法第三十七条第六項(寄附金の損金不算入)に規定する特定公益信託を除く。)をいう。以下この条において同じ。
()の委託者又はその相続人その他の一般承継人(以下この項において「委託者等」という。)は当該公益信託の信託財産に属する資産を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に係る資産等取引(資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りをいう。以下この項において同じ。)は当該委託者等の資産等取引とみなして、この法律の規定を適用する。

- 2 公益信託は、第十四条第一項ただし書に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

(長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例)

第十六条 同 上

- 2 前項の規定により長期割賦販売等をした日の属する課税期間において資産の譲渡等を行わなかつたものとみなされた部分は、政令で定めるところにより、当該事業者が当該長期割賦販売等に係る賦払金の支払の期日の属する各課税期間においてそれぞれ当該賦払金に係る部分の資産の譲渡等を行つたものとみなす。ただし、所得税法第六十五条第一項ただし書又は法人税法第六十三条第一項ただし書に規定する場合に該当することとなつた場合は、所得税法第六十五条第一項ただし書に規定する経理しなかつた年の十二月三十一日の属する課税期間以後の課税期間又は法人税法第六十三条第一項ただし書に規定する経理しなかつた決算に係る事業年度終了の日の属する課税期間以後の課税期間若しくは同条第二項若しくは第三項の規定の適用を受けた事業年度終了の日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

3・4 同 上

- 5 個人事業者が、所得税法第三百三十二条第一項(延払条件付譲渡に係る所得税額の延納)に規定する山林所得又は譲渡所得の基因となる資産の延払条件付譲渡をした場合の資産の譲渡等の時期の特例については、前各項の規定に準じて、政令で定める。

別表第一（第六条関係）

一 省略

二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項（定義）に規定する有価証券その他これに類するものとして政令で定めるもの（ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利に係るものとして政令で定めるものを除く。）及び外国為替及び外国貿易法第六条第一項第七号（定義）に規定する支払手段（収集品その他の政令で定めるものを除く。）その他これに類するものとして政令で定めるもの（別表第二において「有価証券等」という。）の譲渡

三 利子を対価とする貸付金その他の政令で定める資産の貸付け、信用の保証としての役務の提供、所得税法第二十一条第一項第十一号（定義）に規定する合同運用信託、同項第十五号に規定する公社債投資信託又は同項第十五号の二に規定する公社債等運用投資信託に係る信託報酬を対価とする役務の提供及び保険料を対価とする役務の提供（当該保険料が当該役務の提供に係る事務に要する費用の額とその他の部分とに区分して支払われることとされている契約で政令で定めるものに係る保険料（当該費用の額に相当する部分の金額に限る。）を対価とする役務の提供を除く。）その他これらに類するものとして政令で定めるもの

四十三 省略

別表第三（第三条、第六十条関係）

一 次の表に掲げる法人

名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
貸金業協会	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）
学校法人（私立学校法第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立され	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）

別表第一（第六条関係）

一 同上

二 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項（定義）に規定する有価証券その他これに類するものとして政令で定めるもの（ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利に係るものとして政令で定めるものを除く。）及び外国為替及び外国貿易法第六条第一項第七号（定義）に規定する支払手段（収集品その他の政令で定めるものを除く。）その他これに類するものとして政令で定めるもの（別表第二において「有価証券等」という。）の譲渡

三 利子を対価とする貸付金その他の政令で定める資産の貸付け、信用の保証としての役務の提供、第十四条第一項に規定する合同運用信託又は所得税法第二十一条第一項第十五号（定義）に規定する公社債投資信託若しくは同項第十五号の二に規定する公社債等運用投資信託に係る信託報酬を対価とする役務の提供及び保険料を対価とする役務の提供（当該保険料が当該役務の提供に係る事務に要する費用の額とその他の部分とに区分して支払われることとされている契約で政令で定めるものに係る保険料（当該費用の額に相当する部分の金額に限る。）を対価とする役務の提供を除く。）その他これらに類するものとして政令で定めるもの

四十三 同上

別表第三（第三条、第六十条関係）

一 同上

名称	根拠法
同上	同上
同上	同上

省略	商工会	省略	商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)	酒販組合連合会	酒販組合中央会	酒販組合	酒造組合連合会	酒造組合中央会	酒造組合	省略	国立大学法人	国民年金基金連合会	国民年金基金	国民生活金融公庫	省略	た法人を含む。)
省略	商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)	省略	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律							省略	国立大学法人法(平成十五年法律第一百十二号)	国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)	国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)	省略		

同上	同上	証券業協会	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	国民年金基金連合会	国民年金基金	同上	同上	
同上	同上	証券取引法							同上	同上	同上	国民年金法	同上	同上		

中小企業団体中央会	投資者保護基金	独立行政法人（所得税法別表第一の独立行政法人の項に規定するものに限る。）	省略	日本放送協会	日本水先人会連合会	日本郵政公社	認可金融商品取引業協会	農業共済組合	農業共済組合連合会	省略	保険契約者保護機構	水先人会	輸出組合（組合員に出资をさせないものに限る）
中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）	金融商品取引法	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法	省略	放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）	水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）	金融商品取引法	農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）	省略	省略	保険業法（平成七年法律第五号）	水先法	輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）

同上	投資者保護基金	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	証券取引法	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

二 省略

省略	輸入組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	る。）
省略		

二 同上

同上	同上	
同上		

(たばこ税法の一部改正)

第七条 たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

(税率)

第十一条 たばこ税の税率は、千本につき三千五百五十二円とする。

2 省 略

附 則

(税率に係る経過措置)

第二条 たばこ事業法附則第二条(たばこ専売法及び製造たばこ定価法の廃止)の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和四十年法律第二百二十二号)第一条第一項(製造たばこの種類及び最高価格)に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時における品目と同一である第一種の製造たばこに係るたばこ税の税率は、第十一条第一項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき千六百八十六円とする。

(税率)

第十一条 たばこ税の税率は、千本につき三千九百六十二円とする。

2 同 上

附 則

(税率に係る経過措置)

第二条 たばこ事業法附則第二条(たばこ専売法及び製造たばこ定価法の廃止)の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和四十年法律第二百二十二号)第一条第一項(製造たばこの種類及び最高価格)に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時における品目と同一である第一種の製造たばこに係るたばこ税の税率は、第十一条第一項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき千八百八十一円とする。

(印紙税法の一部改正)

第八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一 課税物件表(第二条―第五条、第七条、第十一条、第十二条関係)

番号	課税物件		課税標準及び税率	非課税物件					
	物件名	定義							
一 三	省略	省略	省略	省略					
					四	株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸付信託、特定目的信託若しくは受益証券発行信託の受益証券	1 出資証券とは、相互会社(保険業法(平成七年法律第五号)第二条第五項(定義)に規定する相互会社をいう。以下同じ。)の作成する基金証券及び法人の社員又は出資者たる地位を証する文書(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)に規定する投資証券を含む。)をいう。	次に掲げる券面金額(券面金額の記載のない証券で株数又は口数の記載のあるものにあつては、一株又は一口につき政令で定める金額に当該株数又は口数を乗じて計算した金額)の区分に応じ、次に	1 日本銀行その他特別の法律により設立された法人で政令で定めるものの作成する出資証券(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資証券を除く。)
						2 社債券には、	千円	2 受益権を他の投資信託の受託者	
						2 社債券には、	千円	2 受益権を他の投資信託の受託者	
2 社債券には、	千円	2 受益権を他の投資信託の受託者							

別表第一 課税物件表(第二条―第五条、第七条、第十一条、第十二条関係)

番号	課税物件		課税標準及び税率	非課税物件				
	物件名	定義						
一 三	同上	同上	同上	同上				
					四	株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸付信託若しくは特定目的信託の受益証券	1 同上	1 同上
						2 同上	2 同上	2 同上
						2 同上	2 同上	2 同上

十六、五	省略	<p>特別の法律により法人の発行する債券及び相互会社の社債券を含むものとする。</p>	<p>二千円 五千万円を超え一億円以下のもの 一億円 一億円を超えるもの 二万円</p>	<p>に取得させることを目的とする投資信託の受益証券で政令で定めるもの</p>
十七	<p>1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書の受取書以外のもの</p> <p>2 金銭又は有価証券の受取書で1に掲げる受取書以外のもの</p>	<p>1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書とは、資産を譲渡し若しくは使用させること（当該資産に係る権利を設定することを含む。）又は役務を提供することに由来する対価（手付けを含み、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十五条第一項（定義）に規定する有価証券その他これに準ずるもので政令で定めるもの</p>	<p>1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書で受取金額の記載のあるもの 次に掲げる受取金額の区分に応じ、一通につき、次に掲げる税率とする。 の 二百円 の 二百万円を超え二百万円以下のもの 四百円 の 二百万円を超え三百万円以下のもの 六百万円 の 三百万円を超え五百万円以下のもの 千円</p>	<p>1 記載された受取金額が三万円未満の受取書</p> <p>2 営業（会社以外の法人で、法令の規定又は定款の定めにより利益金又は剰余金の配当又は分配をすることができるとなっているものが、その出資者以外の者に対して行う事業を含み、</p>

十六、五	同上	同上	同上	同上
十七	同上	<p>1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書とは、資産を譲渡し若しくは使用させること（当該資産に係る権利を設定することを含む。）又は役務を提供することに由来する対価（手付けを含み、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十五条第一項（定義）に規定する有価証券その他これに準ずるもので政令で定めるものの譲</p>	同上	同上

の譲渡の対価、保険料その他政令で定めるものを除く。以下「売上代金」という。）として受け取る金銭又は有価証券の受取書をいい、次に掲げる受取書を含むものとする。

イ 当該受取書に記載されている受取金額の一部に売上代金が含まれている金銭又は有価証券の受取書及び当該受取金額の全部又は一部が売上代金であるかどうかがあるかが当該受取書の記載事項により明らかにされていない金銭又は有価証券の受取書
 ロ 他人の事務の委託を受けた者（以下こ

当該出資者がその出資をした法人に対して行う営業を除く。）に開しない受取書
 3 有価証券又は第八号、第十二号、第十四号若しくは前号に掲げる文書に追記した受取書

五百万円を超える
 一千万円以下のもの
 二千万円を超える二千万円以下のもの
 四千万円を超える二千万円以下のもの
 六千万円を超える三千万円以下のもの
 一千万円を超える五千万円以下のもの
 一億円を超える二億円のものを
 二億円を超える三億円のものを
 六万円
 三億円を超える五億円のものを
 十万円
 五億円を超える十億円のものを
 十五万円
 十億円を超えるもの
 二十万円
 2 1に掲げる受取書以外の受取書一通につき
 二百円

渡の対価、保険料その他政令で定めるものを除く。以下「売上代金」という。）として受け取る金銭又は有価証券の受取書をいい、次に掲げる受取書を含むものとする。

イ 同上
 ロ 同上

2 同上

3 同上

の欄において「受託者」という。)が当該委託をした者(以下この欄において「委託者」という。)に代わつて売上代金を受け取る場合に作成する金銭又は有価証券の受取書(銀行その他の金融機関が作成する預貯金口座への振込金の受取書その他これに類するもので政令で定めるものを除く。二において同じ。)

ハ 受託者が委託者に代わつて受け取る売上代金の全部又は一部に相当する金額を委託者が受託者から受け取る場合に作成

ハ
同
上

十八	
二十	
省略	
省略	<p>する金銭又は 有価証券の受 取書 二 受託者が委 託者に代わつ て支払う売上 代金の全部又 は一部に相当 する金額を委 託者から受け 取る場合に作 成する金銭又 は有価証券の 受取書</p>
省略	
省略	

十八	
二十	
同上	
同上	<p>二 同上</p>
同上	
同上	

(国税通則法の一部改正)

第九条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 五 省 略

六 納税申告書 申告納税方式による国税に関し国税に関する法律の規定により次に掲げるいずれかの事項その他当該事項に関し必要な事項を記載した申告書をいい、国税に関する法律の規定による国税の還付金(以下「還付金」という。)の還付を受けるための申告書でこれらのいずれかの事項を記載したものを含むものとする。

イ・ロ 省 略

ハ 次に掲げる金額(以下「純損失等の金額」という。)

(1) 省 略

(2) 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)に規定する欠損金額又は連結欠損金額でその事業年度又はその連結事業年度(同法第十五条の二(連結事業年度の意義)に規定する連結事業年度をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。)以前において生じたもの(同法第五十七条第二項若しくは第六項、第五十八条第二項又は第八十一条の九第二項(被合併法人等の未処理欠損金額の引継ぎ等)の規定により欠損金額又は連結欠損金額とみなされたものを含む。)のうち、同法の規定により翌事業年度以後の事業年度分若しくは翌連結事業年度以後の連結事業年度分の所得の金額若しくは連結所得(同法第二条第十八号の四(定義)に規定する連結所得をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。)の金額の計算上順次繰り越して控除し、又は前事業年度以前の事業年度分若しくは前連結事業年度以前の連結事業年度分の所得若しくは連結所得に係る還付金の額の計算の基礎とすることができるもの

(3) 省 略

二へ 省 略

(定義)

第二条 同 上

一 五 同 上

六 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

(1) 同 上

(2) 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)に規定する欠損金額又は連結欠損金額でその事業年度、その計算期間(同法第十五条の三第一項から第三項まで(特定信託の計算期間)に規定する計算期間をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。)(又はその連結事業年度(同法第十五条の二(連結事業年度の意義)に規定する連結事業年度をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。))以前において生じたもの(同法第五十七条第二項若しくは第六項、第五十八条第二項又は第八十一条の九第二項(被合併法人等の未処理欠損金額の引継ぎ等)の規定により欠損金額又は連結欠損金額とみなされたものを含む。)のうち、同法の規定により翌事業年度以後の事業年度分、翌計算期間以後の計算期間分又は翌連結事業年度以後の連結事業年度分の所得の金額又は連結所得(同法第二条第十八号の四(定義)に規定する連結所得をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。)の金額の計算上順次繰り越して控除し、又は前事業年度以前の事業年度分、前計算期間以前の計算期間分若しくは前連結事業年度以前の連結事業年度分の所得又は連結所得に係る還付金の額の計算の基礎とすることができるもの

(3) 同 上

二へ 同 上

(信託に係る国税の納付義務の承継)

- 第七条の二 信託法(平成十八年法律第百八号)第五十六条第一項各号(受託者の任務の終了事由)に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合において、新たな受託者(以下この項及び第六項において「新受託者」という。)が就任したときは、当該新受託者は当該受託者に課されるべき、又は当該受託者が納付し、若しくは徴収されるべき国税(その納める義務が信託財産責任負担債務(同法第二条第九項(定義)に規定する信託財産責任負担債務をいう。第三十八条第一項(繰上請求)及び第五十七条第一項(充当)において同じ。)となるものに限る。以下この条において同じ。)を納める義務を承継する。
- 2| 受託者が二人以上ある信託において、その一人の任務が信託法第五十六条第一項各号に掲げる事由により終了した場合には、前項の規定にかかわらず、他の受託者のうち、当該任務が終了した受託者(以下この項及び第五項において「任務終了受託者」という。)から信託事務の引継ぎを受けた受託者は、当該任務終了受託者に課されるべき、又は当該任務終了受託者が納付し、若しくは徴収されるべき国税を納める義務を承継する。
- 3| 信託法第五十六条第一項第一号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合には、同法第七十四条第一項(受託者の死亡により任務が終了した場合の信託財産の帰属等)に規定する法人は、当該受託者に課されるべき、又は当該受託者が納付し、若しくは徴収されるべき国税を納める義務を承継する。
- 4| 受託者である法人が分割をした場合における分割により受託者としての権利義務を承継した法人は、当該分割をした受託者である法人に課されるべき、又は当該分割をした受託者である法人が納付し、若しくは徴収されるべき国税を納める義務を承継する。
- 5| 第一項又は第二項の規定により国税を納める義務が承継された場合にも、第一項の受託者又は任務終了受託者は、自己の固有財産をもつて、その承継された国税を納める義務を履行する責任を負う。ただし、当該国税を納める義務について(信託法第二十一条第二項(信託財産責任負担債務の範囲)の規定により、信託財産に属する財産のみをもつてその履行の責任を負うときは、この限りでない。
- 6| 新受託者は、第一項の規定により国税を納める義務を承継した場合には、信託財産に属する財産のみをもつて、その承継された国税を納める義務を履行する責任を負う。

(法人の分割に係る連帯納付の責任)

第九条の二 法人が分割（法人税法第二条第十二号の十（定義）に規定する分社型分割を除く。以下この条において同じ。）をした場合には、当該分割により事業を承継した法人は、当該分割をした法人の次に掲げる国税（その附帯税を含み、その納める義務が第七条の二第四項（信託に係る国税の納付義務の承継）の規定により受託者としての権利義務を承継した法人に承継されたもの及びその納める義務が信託財産限定責任負担債務（信託法第五十四条（信託の併合後の信託の信託財産責任負担債務の範囲等）に規定する信託財産限定責任負担債務をいう。第五十七条第一項（充当）において同じ。）となるものを除く。）について、連帯納付の責めに任ずる。ただし、当該分割をした法人から承継した財産（当該分割をした法人から承継した信託財産に属する財産を除く。）の価額を限度とする。

一・二 省略

第十五条 省略

2 納税義務は、次の各号に掲げる国税（第一号から第十二号までにおいて、附帯税を除く。）については、当該各号に定める時（当該国税のうち政令で定めるものについては、政令で定める時）に成立する。

一・二 省略

三 法人税 事業年度（連結所得に対する法人税については、連結事業年度）の終了の時

四 省略

3 省略

(期限後申告)

第十八条 期限内申告書を提出すべきであった者（所得税法第二百二十三条第一項（確定損失申告）、第二百二十五条第三項（年の中途中途で死亡した場合の確定損失申告）又は第二百二十七条第三項（年の中途中途で出国をする場合の確定損失申告）（これらの規定を同法第六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出することができる者でその提出期限内に当該申告書を提出しなかつたもの及びこれらの者の相続人その他これらの者の財産に属する権利義務を包括して承継した者（法人が分割をした場合にあつては、第七

(法人の分割に係る連帯納付の責任)

第九条の二 法人が分割（法人税法第二条第十二号の十（定義）に規定する分社型分割を除く。以下この条において同じ。）をした場合には、当該分割により事業を承継した法人は、当該分割をした法人の次に掲げる国税（その附帯税を含む。）について、連帯納付の責めに任ずる。ただし、当該分割をした法人から承継した財産の価額を限度とする。

一・二 同上

(納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定)

第十五条 同上

2 同上

一・二 同上

三 法人税 事業年度（連結所得に対する法人税については、連結事業年度とし、法人税法第二条二十九号の三（定義）に規定する特定信託の所得に対する法人税については計算期間とする。）の終了の時

四 同上

3 同上

(期限後申告)

第十八条 期限内申告書を提出すべきであった者（所得税法第二百二十三条第一項（確定損失申告）、第二百二十五条第三項（年の中途中途で死亡した場合の確定損失申告）又は第二百二十七条第三項（年の中途中途で出国をする場合の確定損失申告）（これらの規定を同法第六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出することができる者でその提出期限内に当該申告書を提出しなかつたもの及びこれらの者の相続人その他これらの者の財産に属する権利義務を包括して承継した者（法人が分割をした場合にあつては、法人